

沖縄県生涯スポーツ功労者候補推薦調書

推薦順位	
------	--

団体・市町村名	
---------	--

ふりがな		男・女	生年月日	
氏名 ※1	現住所を市区町村まで記載すること		年齢	歳
現住所	2022年11月1日時点の年齢を記			
主要経歴 ※2	生涯スポーツ指導に係る経歴のなかで代表的なものを記入すること			
現職	生涯スポーツ指導に係る経歴のなかで代表的なものを記入すること			
生涯スポーツ指導に係る経歴 ※3	役職に就任していた期間を○年○月まで記入すること	役職名	年数	
		指導内容		
	年 月 から		年 月	
	生涯スポーツ指導に関する役職を記入すること			
	年 月 まで		年 月	
	役職に就任していた期間を記入すること			
	年 月 から		年 月	
	上記で記載した役職のなかで、被表彰者が取り組まれた企画又は指導内容について、各項目50字～70字程度で記入すること			
	年 月 まで		年 月	
	年 月 から		年 月	
現在の役職、指導内容について必ず記入すること			年数は2022年10月末まで含むこと	
年 月 から		年 月		
現在まで		年 月		
過去の受賞歴 ※4	平成 年 月			
	平成 年 月			
	平成 年 月			
	平成 年 月			
備考				

※1 「氏名」欄の字画は正確に記載すること。

※2 「主要経歴」欄は、生涯スポーツ指導に係る経歴のなかで、代表的なものを記入すること。

※3 「生涯スポーツ指導に係る経歴」欄は、競技スポーツに偏らず、生涯スポーツの振興に貢献したことがわかるものを記入すること。現在の指導内容も必ず記入し、「現在まで引き続き10年以上」という要件が読み取れるように記入すること。

※4 「過去の受賞歴」欄は、過去に、生涯スポーツに関する功績の受賞歴がある場合は、必ず記入すること。

※5 候補者の活動状況を示す参考資料を添えること。

沖縄県生涯スポーツ優良団体推薦調書（スポーツクラブ）

団体・市町村名												推薦順位	
ふりがな		団体名は正式名称で記入すること											
被推薦団体名 ※1		左の設立年月欄に入力すると当該年度の2022年11月1日現在の設立年数が自動計算される											
クラブの区分													
設立年月		年	会員数	男	名	女	名	計	0	名			
現住所		現住所を市区町村まで記載すること											
代表者	役職												
	ふりがな												
	氏名												
クラブの運営方針													
クラブの基本情報	活動前々年度実績	年間活動回数	参加者数		決算状況	収入		千円					
		日常練習活動	回	人		支出		千円					
		対外行事への参加	回	人		繰越		千円					
	活動前年度実績	推薦基準のオ(その実績が年々向上していると認められる団体)がクラブの活動実績からわかりづらい場合、別途資料を提出ください。											
		対外行事への参加	回	人		決算状況	収入		千円				
		主催事業			支出		千円						
ポ地域 献域 内ツ又 容振は 興職 ※への 2の 貢ス	<ul style="list-style-type: none"> ・活動内容ではなく、主な成果を具体的に記載すること ・地域又は職場のスポーツ振興に貢献している点及び他のクラブの範となる点を中心に記載すること。 ・団体の競技成績等を重視したものにならないよう留意すること 												
過去の受賞歴	平成	年	月										
	平成	年	月										
	平成	年	月										
	平成	年	月										
備考	主催事業の内容等について記載すること。												

※1 [被推薦団体名]欄は、簡略せず正式名称を記入すること。
 ※2 [地域又は職場のスポーツ振興への貢献内容]欄は、クラブの活動がその地域または職場のスポーツ振興への貢献内容を具体的に記述するとともに他のクラブの範となっていることがわかるように記入すること。団体の競技成績を重視したものにならないようにすること。
 ※3 候補団体の組織機構図及び団体規約、活動状況を示す参考資料を添えること。

沖縄県生涯スポーツ優良団体推薦調書（スポーツクラブ以外）

団体・市町村名				推薦順位				
ふりがな		団体名は正式名称で記入すること		左の設立年月欄に入力すると当該年度の2022年11月1日現在の設立年数が自動計算されま				
被推薦団体名 ※1								
クラブの区分								
設立年月		年	構成団体数	団体	構成人員数	人		
現住所		現住所を市区町村まで記載すること						
代表者	役職							
	ふりがな							
	氏名							
クラブの運営方針								
クラブの基本情報	活動前々年度実績	年間活動回数	参加者数	決算前々年度状況				
		主催事業	回		人	収入	千円	
		対外行事への参加	回		人	支出	千円	
	活動前年度実績	主催事業	回	人	決算前年度状況			
		対外行事への参加	回	人		収入	千円	
		スポーツ教室開設	回	人		支出	千円	
推薦基準のオ(その実績が年々向上していると認められる団体)がクラブの活動実績からわかりづらい場合、別途資料を提出ください。								
ポ地域 献 域 内ツ又 容振は 興職 ※へ場 2のの 貢ス	<ul style="list-style-type: none"> ・活動内容ではなく、主な成果を具体的に記載すること ・地域又は職場のスポーツ振興に貢献している点及び他のクラブの範となる点を中心に記載すること。 ・団体の競技成績等を重視したものにならないよう留意すること 							
過去の受賞歴	平成	年	月					
	平成	年	月					
	平成	年	月					
	平成	年	月					
備考	主催事業の内容等について記載すること。							

※1 [被推薦団体名]欄は、簡略せず正式名称を記入すること。

※2 [地域又は職場のスポーツ振興への貢献内容]欄は、クラブの活動がその地域または職場のスポーツ振興への貢献内容を具体的に記述するとともに他のクラブの範となっていることがわかるように記入すること。団体の競技成績を重視したものにならないようにすること。

※3 候補団体の組織機構図及び団体規約、活動状況を示す参考資料を添えること。

(別 紙)

推薦候補及び候補団体選考上の留意事項

1. 「生涯スポーツ功労者」について

- (1) 生涯スポーツ功労者候補については、競技成績や学校部活動実績、競技団体の役職歴のみを選考の対象とすることなく、地域等においてスポーツの健全な普及発展に貢献している者など幅広く選考すること。

2 「生涯スポーツ優良団体」について

- (1) 「スポーツクラブ」と「スポーツクラブ以外の団体」の区分は基本的に下記のとおりとする。

なお、必ずしも名称にとられることなく、組織（運営）体制や活動内容等について十分審査の上、推薦すること。

- ① 「スポーツクラブ」とは、例えば〇〇クラブ、△△愛好会などスポーツ愛好者が集い、集団として実際にスポーツ活動を継続して行っているもの（活動体）とする。
- ② 「スポーツクラブ以外の団体」とは、例えば、〇〇協会、△△連盟、□□地区体育振興会などのように複数のスポーツクラブやスポーツ愛好者等を組織的に統括している団体（組織体）とする。

- (2) 選考に当たっては、クラブ等の運営状況を中心に審査し、競技成績を重視したものとならないよう留意すること。

3. 必要提出書類について

以下の該当する各書類については、**2部ずつ**提出すること（様式1～3は、データでも提出すること）。

- (1) 生涯スポーツ功労者

- ① 様式1
- ② 略歴書（任意様式）
- ③ その他候補者の活動状況等を示す参考資料（写真、新聞記事、プログラム等）

- (2) スポーツクラブ

- ① 様式2
- ② 組織機構図
- ③ 団体規約
- ④ その他活動状況等を示す参考資料（写真、新聞記事、プログラム等）

- (3) スポーツクラブ以外の団体

- ① 様式3
- ② 組織機構図
- ③ 団体規約
- ④ その他活動状況等を示す参考資料（写真、新聞記事、プログラム等）

※ データ提出時のファイル名

【市町村名等】様式1_功労者_氏名

【市町村名等】様式2 or 3_優良団体_団体名

【生涯スポーツ優良団体推薦調書記入上の留意事項】

- 1 「団体名」は生涯スポーツ関係団体とし、事業所名は書かないこと。商店街、同業組合等で結成している体育団体は職域団体とする。
- 2 「設立年月」合併市町村の体育団体で合併後5年を経過しないものは、合併以前の各団体の設立年月を()で記入し、詳細を資料で説明する。職域のクラブ及び団体については、企業の設立年月日を記入しないこと。
- 3 複数の団体を推薦する場合は、順位付けを行うこと(1団体のみ場合は記載不要)。

1 「事業」

- (1)地域・職域の「スポーツ教室の開設」は主催事業の内書きである。
- (2)職域の「主催事業」統括団体が主催したものだけでなく、構成クラブ又は団体が主催したものを含む。
- (3)スポーツクラブの「主催事業」はクラブ員以外の者に実施したスポーツ教室、その他の普及事業の回数を記入すること。
- (4)スポーツクラブ以外の団体の「主催事業」は、スポーツ教室以外の主催スポーツ大会、その他の普及事業等の回数を記入すること。
- (5)参加者数については、特定の会員等が繰り返し参加する場合(日常練習活動等)には、1回あたりの平均的な人数を記載すること。
- (6)主催事業の内容を「その他」の欄に記入すること。

沖縄県生涯スポーツ功労者及び生涯スポーツ優良団体表彰実施要項

平成23年6月29日
文化観光スポーツ部長決裁
平成27年10月6日一部改正
平成28年11月9日一部改正
平成29年8月15日一部改正
令和2年7月15日一部改正
令和3年3月30日一部改正

(趣旨)

第1条 この要項は、地域又は職域におけるスポーツの健全な普及・発展に貢献し、顕著な成果をあげた生涯スポーツ関係者及び生涯スポーツ団体を表彰することを目的とする。

(審査及び推薦基準)

第2条 審査及び推薦の基準は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 生涯スポーツ功労者

ア 地域又は職場において、引き続いて10年以上スポーツの普及・奨励のための企画又は指導に特に尽力した者でおおむね40歳以上の者であること。ただし、単にスポーツ関係団体の名目的役職の地位にある者、財政的援助をしたにすぎない者、公務員で本務としてスポーツの指導に当たっている者などは含まないこと。

イ 現在もスポーツを熱心に指導していること。

ウ 過去において、主としてスポーツに関する功績により国又は県の表彰を受けたことがない者であること。

エ 職域におけるスポーツの振興に功績のある者については、職域のみならず地域におけるスポーツの振興にも貢献している者であること。

オ アからエの場合において、営業との関連を十分検討し決定すること。

(2) 生涯スポーツ優良団体

① スポーツクラブ

ア 地域及び職場のスポーツクラブであること。

イ クラブの会員は自発的加入によるものであって、会員数が少なくとも10人以上であること。

ウ クラブの活動と運営が、定期的、計画的、組織的に行われていること。(活動日数は週1回、年50回程度とする。)

エ クラブの活動が、その地域又は職場のスポーツ振興に貢献しているとともに、他のクラブの範に足るものであること。

オ 設立後、少なくとも5年以上を経過し、その実績が年々向上していると認められるものであること。

② スポーツクラブ以外の団体

ア 地域及び職場の団体であること。

イ 組織的にスポーツ活動を行っていること。

ウ 当該団体内においてスポーツがあまねく普及していること。

エ 当該団体の行うスポーツ活動がその地域の住民又は職場の従業員の健康・体力を増進しその生活を明るく豊かにするために貢献していること。

オ 設立後、少なくとも5年以上を経過し、その実績が年々向上していると認められる団体であること。

(表彰候補者の推薦)

第3条 市町村教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつては、その長)、公益財団法人沖縄県スポーツ協会及び沖縄県レクリエーション協会は、第2条各号の推薦基準に該当する沖縄県生涯スポーツ功労者の候補者及び生涯スポーツ優良団体の候補団体について、推薦書(別紙様式)により、沖縄県文化観光スポーツ部長に推薦することができる。

(表彰)

第4条 沖縄県知事は、前条の規定による推薦があったときは、選考委員会の審査を経て、表彰者を決定し、表彰を行う。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状を授与して行う。副賞として記念品を添えることができる。

(生涯スポーツ功労者及び生涯スポーツ優良団体表彰に係る選考委員会の設置)

第6条 第3条の規定により推薦されたものを審査するため、選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織等)

第7条 委員会は、委員長及び委員で構成する。

2 委員長には、文化スポーツ統括監をもって充てる。

3 委員には、沖縄県教育庁保健体育課長、沖縄県教育庁生涯学習振興課長、沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課長をもって充てる。

(委員会の任務)

第8条 委員会は、第3条により推薦された者を審査し、その結果を部長に報告するものとし、候補は功労者と優良団体で合計6（人・団体）を上限とする。ただし、若手指導者（40歳～60歳）や女性指導者を候補者としない場合は、1を減じた数を限度とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、文化観光スポーツ部スポーツ振興課において処理する。

附 則

この要項は、平成27年10月7日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年11月9日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年8月15日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年7月15日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年3月30日から施行する。